令和５年度

大阪府人権擁護士のご案内

**◇大阪府では、人権相談に携わる方の中から「人権擁護士」を養成しています。**

**◇「人権擁護士」とは、相談員をサポートし、相談技術等の向上のための指導や心のケア、相談事案を分析して適切な専門相談機関へのあっせんや調整を行うなど、高度なコーディネート機能やスーパーバイズ機能等を持ち、府民の人権課題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担うものです。**

**・人権擁護士の要件・登録　⇒ P.2**

**・人権擁護士の業務・役割　⇒ P.4**

**◇「人権擁護士」の養成は、一般財団法人 大阪府人権協会が企画運営する『大阪府人権総合講座（大阪府委託事業）』を活用しています。**

**人権擁護士の登録には、指定の科目を受講し、修了認定等を受けることが必要です。**

**・履修科目の概要　⇒ P.２**

**・修了要件　　　　⇒ P.3**

〔担当〕

大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課

擁護・調整グループ

TEL :06-6210-9283（直通）

FAX :06-6210-9286

E-MAIL:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

**人権擁護士の要件・登録**

**【人権擁護士の資格】**

大阪府内に在住または在勤する者で、人格、識見が高く、府が実施する人権総合講座のうち所定の科目（履修科目）を履修及び修了した者で、次のいずれかに該当する者

・市町村において**人権に関する各種の相談業務※(1)**に従事している者で、**豊富な経験※(2)**を有している者又は指導的な立場にある者

・**民間事業所等において相談･カウンセリング**

に従事し、**豊富な経験※(3)**を有する者

・**その他、知事が特に認める者※(4)**

**※(1)人権に関する各種の相談業務**とは、右に記載し

た範囲の相談をいうが、従事している（してい

た）業務がこれに該当するか否かについては、

所属団体における職務内容をできるかぎり詳細

に把握して判断する。

**※(2)豊富な経験**とは、各種の人権相談に関する業務

に概ね２年以上携わっていることをいう。過去

に相談を担当していた期間についても経験に含

めることとする。

**※(3)民間事業所等において相談やカウンセリング**に従事する者とは、公正採用選考人権啓発推進員、人権研修リーダー、セクハラ相談員、労働組合・法務部・総務部・人事部の労務担当などにおいて相談やカウンセリングの業務に現に従事している者をいう。

**※(4)その他、知事が特に認める者**とは、講座受講者が所属する団体における職務内容や経験年数、人権に関わる講座の受講状況、相談業務に関連する資格、志望動機及び所属長の意見等を踏まえ総合的に判断する。

**【人権擁護士の登録】**

上記の要件を満たす方の中で、人権擁護士の登録を受けようとする方は、所属長からの推薦書、講座修了認定証等を添え、登録申請書を提出してください。大阪府は、人権擁護士として相応しいと認めた者に知事名の認定証を交付し、人権擁護士名簿に登録します。

**人権相談**とは、下記に関する相談をいう。

・人権侵害行為

・不当な差別的取扱い

・不当な差別的言動

・虐待

・差別助長行為等

・暮らしに関する人権問題

・雇用・労働に関する人権問題

・障がい者、高齢者、子どもに関する人権問題

・福祉、医療に関する人権問題

・上記に準ずるものなど

**人権擁護士の登録には、令和５（２０２３）年度 大阪府人権総合講座のうち、下記の科目をすべて受講し、修了認定等を受けることが必要です。**

1. **【前期】「人権相談員養成コース」⇒ 修了証書が必要**

※人権相談員養成コースの修了認定には、人権問題科目（前期）の履修が必要です。

　・開催時期：令和５年７月４日（火）～９月２１日（木）のうち、１０日

　・科 目 数：４０科目 （人権相談員養成コース１２科目と人権問題科目２８科目）

1. **【後期】「人権相談員スキルアップコース」⇒ 修了証書が必要**

※人権相談員スキルアップコースの修了認定には、人権問題科目（後期）の履修が必要です。

・開催時期：令和５年１１月～令和６年１月頃に実施予定のうち７日

・科 目 数：２８科目（人権相談員スキルアップコース１２科目と人権問題科目１６科目）

1. **【後期】「人権相談員専門コース」⇒ 履修証明書が必要**

・開催時期：令和５年１１月～令和６年１月頃に実施予定のうち３日

・科 目 数：１２科目

**履修科目の概要**

講座の履修及びコースの修了認定は、(一財)大阪府人権協会が企画運営する「人権総合講座」に基づきます。

・講座の履修は、講座への出席と「受講レポート」の提出が必要です。なお、受講者の希望により、履修証明書を交付します。

・修了認定を行うコースは、以下の要件を満たし、かつ、「講座企画委員会」で修了認定を受けた受講者に、修了証書を交付します。

(1)コース指定の全科目を履修すること（「人権相談員養成コース」及び「人権相談員スキルアップコース」については、人権問題科目（前期・後期）を含む）。

(2)欠席はコースごとに全科目の概ね１割以内で、欠席した科目は、「特別レポート」を提出すること。

(3)演習科目はすべて履修することとし、欠席は認められない。

(4)「受講レポート」及び「特別レポート」、コースの全講座終了時の「修了レポート」が適切に記述され、提出されていること。

※各コースの受講期間について

　・令和4～5年度の2年間での受講は可能です。なお、今年度初めてコースを受講される方は、今年度中に修了してください。今年度中に修了しない方は、次年度以降に持ち越せない場合がありますので、ご注意ください。

**履修及び修了認定・修了証の交付**

**人権擁護士登録申請に必要な書類**

人権擁護士の登録申請の際には下記の書類が必要です。

①人権擁護士登録申請書

②所属長の登録推薦書

③人権総合講座「人権相談員養成コース」の修了証書（※１）

④人権総合講座「人権相談員スキルアップコース」の修了証書（※１）

⑤人権総合講座「人権相談員専門コース」の履修証明書（※２）

（※1）2年かけて修了する場合、修了証書の発行には、年度ごとの履修証明書（※２）が必要です。

（※２）履修証明書の交付には、受講生からの交付申請が必要ですので、講座最終日までに、指定の様式（受講票）にて、履修証明書の交付申請をしてください。（申し出がない場合は交付されません。）なお、２年かけて履修する場合は、年度ごとに、履修証明書の交付申請が必要です。

**人権擁護士登録までの流れ（令和４年度の予定）**

「人権相談員養成コース」（人権問題科目の全科目を含む）の申込・受講　⇒修了

人権総合講座（前期）の申込

５月～6月

７～９月

1０月

１１月～

翌年１月

２～３月

人権総合講座（前期）の受講

「人権相談員スキルアップコース」（人権問題科目の全科目を含む）と「人権相談員専門コース」の申込・受講　⇒修了・履修

人権総合講座（後期）の申込

・人権擁護士登録申請書、所属長の登録推薦書、

講座修了証書（写し）・履修証明書（写し）の提出

人権総合講座（後期）の受講

※令和4～5年度の2年間での受講は可能です。

なお、今年度初めてコースを受講される方は、今年度中に

修了してください。今年度中に修了しない方は、次年度

以降に持ち越せない場合がありますので、ご注意ください。

人権擁護士登録の申請

人権擁護士資格認定書の交付

及び登録名簿への登載

**人権擁護士の業務・役割**

**（１）複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、適切な専門相談機関へのあっせん及び当事者間の調整を行うこと**

・人権相談の円滑な解決と人権侵害の予防や救済に結びつける役割を果たすため、複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、連携が必要な専門相談機関や活用できる制度を特定します。

・複数の課題があり、関係する行政機関や専門相談機関が複数ある場合は、コーディネート役となり、連携・協力して人権相談員や相談者の支援に努めます。

**（２）高度な知識と対人援助技術（カウンセリングマインド）を活かし、相談を行うこと**

・人権相談の中に潜む相談者の悩みや生活上の課題に気づき、相談内容を細かく分析し、相談者に寄り添いつつ対応することにより、深刻な人権侵害の発生の予防に努めます。

・人権相談窓口では、精神的なストレスなどから課題を抱えて相談に来る事案が増加しています。相談者への対応は、基本的には人権相談員が行いますが、必要に応じて高度な知識とカウンセリングマインドを活かし、相談者に対して適切なカウンセリングに努めます。

**（３）相談者、関係者等への啓発を行うこと**

・相談者や関係者等への啓発は、関係する行政機関が集まり、啓発方針を確認したうえで実施することが必要であり、コーディネートし、チームとして支援に取り組みます。状況によっては、関係者の属する団体等の協力を得て相談者、関係者等への啓発に努めます。

**（４）人権相談員をサポートし、相談技術等の向上にむけた指導に努め、心のケアを行うこと**

・相談員をサポートし、相談員の資質の向上に向けて、養成講座等で得た知識等を活用して指導に努めるとともに、相談員の心のケアを行います。

**（５）人権相談の内容を分析・整理し、啓発課題や人権侵害の予防のための検討を行い、行政機関等に必要に応じて意見を述べること**

・日常の人権相談を通じて得た、人権課題等について、また、講じた解決手法などについて、分析・整理して、今後の啓発や人権侵害の予防のために資する意見を、必要に応じて、所属機関や関係行政機関等への提示に努めます。

**≪具体的な活動事例≫**

現在、人権擁護士の登録は２１１名です。みなさんの活動事例をいくつかご紹介します。

◆　市区町村の人権担当課において人権相談を行っている。

◆　市区町村において人権相談員をサポートしている。

◆　企業の法務担当者としてセクハラ・パワハラなどの人権問題の相談を受けている。

◆　ＮＰＯ法人において女性やセクシャルマイノリティの電話相談を行っている。

◆　ＮＰＯ法人において他の相談スタッフに対する助言や指導を行っている。

◆　社会福祉法人において援護の必要な方の地域生活に向けた相談や支援を行っている。